



横浜税関

Yokohama
Customs



鎖国政策を続けた江戸時代。長崎県の出島が日本と外国とを結ぶ唯一の港でしたが、幕末の嘉永7年（1854年）に結ばれた日米和親条約を皮切りに、我が国は諸外国に対し次々に港を開きました。

安政6年（1859年）の開港と同時に、長崎、横浜及び箱館（函館）の港に『運上所』が設けられ、運上事務（現在の税関業務）及び外交事務を取り扱うことになりました。これが税関の前身です。

その後、全国の運上所は明治5年（1872年）11月28日に『税関』と呼称が統一され、これに伴い、横浜税関が正式に誕生しました。

横浜税関は『税関』の発足時から、我が国の貿易を支え、経済の健全な発展と安全・安心な国民生活の実現に寄与しています。

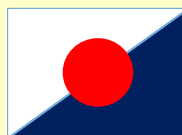


横浜税関三代目本関庁舎(1934年竣工)

【目次】

はじめに	P.1
税関の管轄・機構	P.2
税関の使命	P.3
安全・安心な社会の実現	P.4
適正かつ公平な関税等の徴収	P.9
貿易円滑化の推進	P.11
貿易統計	P.12
お問合せ窓口のご案内	P.13
税関広報広聴室からのお知らせ	P.14

税関旗（1892年制定）



青が「海と空」、白が「陸地」を表し、その接点に税関があることを意味しており、税関の各官署や監視艇に掲げられています。

税関ロゴマーク（2007年策定）



航空機、船、ゲート（門）を組み合わせ、「関」の字を表しています。また、ゲート（門）の中の「秤」は公平を「鍵」は保全を意味し、税関の役割りを図で表現するとともに3つの桜が税関の使命（安全・安心な社会の実現、適正かつ公平な課税、貿易の円滑化）を示しています。

カスタム君



税関のイメージキャラクター「カスタム君」は、麻葉探知犬（ラブラドル・レトリバー）がモデルになっています。

ご当地カスタム君（横浜税関）



「ご当地カスタム君」は税関のイメージキャラクター「カスタム君」と横浜税関管内のシンボル・名産品等をコラボさせたイラストで、職員がデザインしました。プロフィールはこちらから↓



管轄内には、国際コンテナ戦略港湾に指定された横浜港・川崎港をはじめ日本有数の工業港である千葉港、鹿島港や東北の海と空のゲートウェイである仙台塩釜港・仙台空港など、11の開港と3つの税関空港が設置されています。





税関の使命

貿易の第一線に立つ税関は、時代の変化を先取りし、以下の3つの使命を掲げ、海外の税関や国内外の関係機関などと連携・協力しながら適正な行政運営に取り組んでいます。

Mission 1

安全・安心な社会の実現

税関では、国民生活の安全・安心を守り、我が国の経済・社会秩序を維持するため、覚醒剤・麻薬・銃器等の社会悪物品、爆発物等のテロ関連物資、偽ブランド・海賊版等の知的財産侵害物品などを水際で取締っています。

Mission 2

適正かつ公平な関税等の徴収

令和6年度に税関が収納した関税・消費税等は約13.7兆円と、国税収入の約16.9%に相当する額の関税等を徴収する重要な歳入官庁となっています。税関は、品目分類・関税評価等に関する適切な事前教示、通関後の事後調査等の実施を通じて適正かつ公平な関税等の徴収に努めています。

Mission 3

貿易円滑化の推進

税関では、国際物流の飛躍的な増加等を背景に、貿易のセキュリティ確保と円滑化の両立を図るためのAEO制度の実施に努めています。また、申告官署の自由化や輸出入通関関係書類の電子化・ペーパーレス化も図りながら貿易の円滑化に取り組んでいます。

税関職員の5つの行動指針

税関職員は、5つの行動指針に則って、3つの使命遂行に取り組んでいます。

1. 誠実に行動し、社会からの信頼と期待に応えます。
2. 誇りと使命感を持って、業務に取り組みます。
3. 円滑なコミュニケーションを図り、チームで前進します。
4. 改善意識を高め、日本と世界の変化に機敏に対応します。
5. 自ら学び考え、プロフェッショナルとして成長します。

水際における厳格な取締り

覚醒剤、大麻、危険ドラッグや拳銃等の社会悪物品の密輸は国民生活の安全や健康に重大な影響を及ぼします。また、金地金の密輸入により多額の輸入消費税が脱税されています。これら不正な手段による貿易は、正常な経済活動を阻害するだけでなく、我が国の国際的な信用にも影響を及ぼすことに繋がります。税関では、社会の安全を守り、経済秩序を維持するため、海港や空港等の水際で昼夜を問わず取締りを行っています。さらに、テロ行為等の未然防止や国際郵便物を利用した密輸の阻止にも全力を挙げて取り組んでいます。



監視艇による海上パトロール



外国貿易船への取締り



旅客の携帯品検査



外国貿易船での尋問



商業貨物の検査



国際郵便物の検査

麻薬探知犬のご紹介

麻薬探知犬は、覚醒剤、麻薬等の国内への流入を阻止するため、1979年（昭和54年）に東京税関に導入され成田空港で活動を開始しました。1991年（平成3年）には横浜税関にも導入され、これまで商業貨物や国際郵便物の検査、旅客の携帯品検査等において、不正薬物の摘発に大きく貢献しています。



商業貨物の検査



国際郵便物の検査



旅客の携帯品検査

輸出入が禁止・規制されている物品

輸入が禁止されている物品

- 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（コカイン、MDMA等）、向精神薬、指定薬物（いわゆる危険ドラッグ）等の不正薬物
- 拳銃及び弾、拳銃部品
- 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体
- 通貨、証券、クレジットカードの偽造品
- わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノ等
- 偽ブランド品、海賊版等の知的財産を侵害する物品



(公財)麻薬・覚せい剤
乱用防止センター



覚醒剤



大麻草



※指定薬物（危険ドラッグ）



MDMA



玩具銃



知的財産侵害物品

※ 中枢神経系の興奮・抑制・幻覚的作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生する恐れがあるとして、厚生労働大臣が指定する薬物。

輸出が禁止されている物品

- 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬、向精神薬等の不正薬物
- 児童ポルノ
- 偽ブランド品、海賊版等の知的財産を侵害する物品

輸出入が規制されている物品の例

- 刀、剣その他の武器類（輸入貿易管理令等）
- 絶滅のおそれのある野生動植物及びその製品（ワシントン条約）
- 果物や切り花、野菜（植物防疫法）
- 生肉や乾燥肉、ハム（家畜伝染病予防法）
- 大麻草の種子（大麻草の栽培の規制に関する法律）



ワシントン条約該当物品

密輸摘発事例（横浜税関摘発分）

メキシコ来海上貨物から覚醒剤を摘発

メキシコから到着した海上コンテナ貨物からパーム油に偽装した覚醒剤約531kgを発見・摘発
(令和6年4月)



小型船舶を利用し、陸揚げされたコカインを摘発

小型船舶を利用して海上から引き揚げて陸揚げされたコカイン約178kgを発見・摘発
(令和6年5月)



エクスカーベーターに隠匿された覚醒剤を摘発

ベトナムから到着した海上貨物のエクスカーベーターに隠匿された覚醒剤約6.4kgを発見・摘発
(令和6年5月)



マレーシア来航空旅客から覚醒剤を摘発

マレーシアから仙台空港に到着した航空旅客の携帯品から、覚醒剤約9kgを発見・摘発
(令和7年5月)



国際郵便物に隠匿されたMDMAを摘発

オランダから到着した国際郵便物に隠匿されたMDMA約5,148錠を発見・摘発
(令和7年3月)



大型X線検査装置について

大型X線検査装置は、物流を阻害しないようコンテナ内にある貨物を取り出すことなく検査する目的で開発されたもので、2001年（平成13年）に横浜港に導入されました。



従来のX線検査装置では困難であった大型の貨物や開梱することが困難な貨物の検査が可能になるなど、正確性と迅速性を両立し、密輸の摘発と検査効率の飛躍的な向上に繋がっています。





安全・安心な社会の実現

不正薬物の摘発実績（全国・横浜税関）

種類		年	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年 (速報値)		前年比	
			全国	横浜	全国	横浜	全国	横浜	全国	横浜	全国	横浜	全国	横浜
覚醒剤	件		95	13	301	33	297	52	140	19	126	10	90%	53%
	kg		1,014	472	665	63	2,246	182	1,803	571	840	15	47%	3%
大 麻	件		199	94	138	34	135	28	381	127	316	71	83%	56%
	kg		153	29	473	303	171	9	444	73	1,531	33	345%	46%
あへん	件		1	-	-	-	-	-	2	-	1	-	50%	-
	Kg		4	-	-	-	-	-	0	-	2	-	400%	-
麻 薬	件		233	143	237	83	240	58	321	79	311	72	97%	91%
	Kg		61	14	188	43	312	66	537	222	798	36	149%	16%
	千錠		133	73	82	40	49	17	108	53	61	30	57%	56%
ヘロイン	件		-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	全減	-
	kg		-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	全減	-
コカイン	件		34	14	28	4	71	7	54	6	85	4	157%	67%
	kg		14	0	49	1	123	2	270	178	238	1	88%	1%
MDMA等	件		81	44	98	39	61	17	90	26	64	19	71%	73%
	kg		30	10	94	29	117	45	184	14	202	6	109%	48%
	千錠		130	71	81	39	48	17	108	53	61	30	57%	56%
その他麻薬	件		118	85	111	40	108	34	175	47	162	49	93%	104%
	kg		16	4	46	13	71	19	83	30	359	28	434%	93%
	千錠		3	3	0	0	0	-	0	-	-	-	全減	-
向精神薬	件		6	1	16	3	10	5	4	3	7	1	175%	33%
	kg		0	-	0	0	0	0	0	0	0	-	6423%	全減
	千錠		1	0	2	-	1	0	1	1	0	0	31%	8%
指定薬物	件		302	231	354	273	143	75	164	74	239	93	146%	126%
	kg		19	10	19	6	13	1	11	4	41	4	383%	93%
合 計	件		836	482	1,046	426	825	218	1,012	302	1,000	247	99%	82%
	kg		1,251	525	1,346	415	2,741	257	2,794	870	3,211	88	115%	10%
	千錠		134	73	84	40	49	18	108	53	62	30	57%	56%
(参考) 使用回数		万回	3,577	-	2,608	-	8,003	-	7,146	-	3,841	-	54%	-

- (注) 1.税関が摘発した密輸入事犯のほか、警察等其他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
2.覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計。大麻は、大麻草、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等のTHC類製品の合計。
MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計。
3.その他の麻薬にはケタミン・LSD等が含まれる。
4.(参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤:0.03g、大麻草:0.5g、大麻樹脂:0.1g、あへん:0.3g、ヘロイン:0.01g、コカイン:0.03g、MDMA等及び向精神薬:1錠)
5.端数処理のため数値が合わないことがある。
6.数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
7.令和7年の数値は速報値である。

令和7年における不正薬物の摘発状況（全国）

○不正薬物全体の摘発件数は1,000件（前年比約1%減）と微減した一方で、押収量は約3,211kg（同約15%増）と増加した。不正薬物全体の押収量は、令和元年以降6年ぶりに3トンを超え、過去2番目を記録し、極めて深刻な状況となっている。

○覚醒剤の摘発件数は126件（同約10%減）、押収量は約840kg（同約53%減）と共に減少した。

○大麻の摘発件数は316件（同約17%減）と減少した一方で、押収量は約1,531kg（同約3.5倍）と大幅に増加した。

令和7年における不正薬物の摘発状況（横浜税関）

○不正薬物全体の摘発件数は247件（前年比約82%）となり、全国の約3割を占めた。

○不正薬物全体の押収量は約88kg（同約10%）となり、大幅に減少した。

○覚醒剤の摘発件数は10件（同約53%）、押収量は約15kg（同約3%）であった。

○大麻の摘発件数は71件（同約56%）、押収量は約33kg（同約46%）であった。

○川崎外郵出張所における摘発件数は226件であり、全国の国際郵便物からの摘発件数の約5割強を占めた。

知的財産侵害物品の取締り

税関による**偽ブランド品**や**海賊版**等の知的財産侵害物品の取締りは、健全な経済活動の維持・発展や消費者保護のために行われています。他人の技術・信用にただ乗りした安全基準を満たさない製品や二重医薬品などの流入を水際で阻止することで消費者の健康や安全を確保し、安価な材料を使用して高価なブランド品に見せかけることで得た利益などが犯罪組織の資金源となることを絶つことにより社会の治安維持に貢献しています。

知的財産とは、発明（特許権）・デザイン（意匠権）・マーク（商標権）・映画や音楽（著作権）など知的創作活動の成果を保護する「知的財産権」と、不正競争の防止により保護される「事業者の営業上の利益」の総称です。

税関が差止めた様々な知的財産侵害物品



医薬品



電気製品



衣類



キャラクターグッズ

輸入差止実績の推移

上段：差止件数、下段：差止点数

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比
全国	28,270	26,942	31,666	33,019	31,760	96.2%
	819,411	882,647	1,056,245	1,297,113	763,504	58.9%
横浜税関	11,083	10,397	12,485	13,834	13,542	97.9%
	87,589	56,043	52,759	54,885	67,678	123.3%

不正輸出に対する取締り

武器・大量破壊兵器等の不正輸出の取締り

税関では、武器、大量破壊兵器、軍事転用のおそれのある製品等の不正輸出に対する水際取締りを行い、国際的な平和及び安全の維持に貢献しています。

盗難自動車等の不正輸出の取締り

盗難自動車の不正輸出が社会的な問題となっている中、税関では盗難自動車の不正輸出に対する水際取締りの強化に取り組んでいます。

廃棄物の不正輸出の取締り

税関では、有害廃棄物等の国境を越える移動を監視し、廃棄物等によってもたらされる危険から世界の人々の健康を守り、環境保護に貢献しています。



解体された盗難自動車



コンテナ内に隠匿された盗難自動車

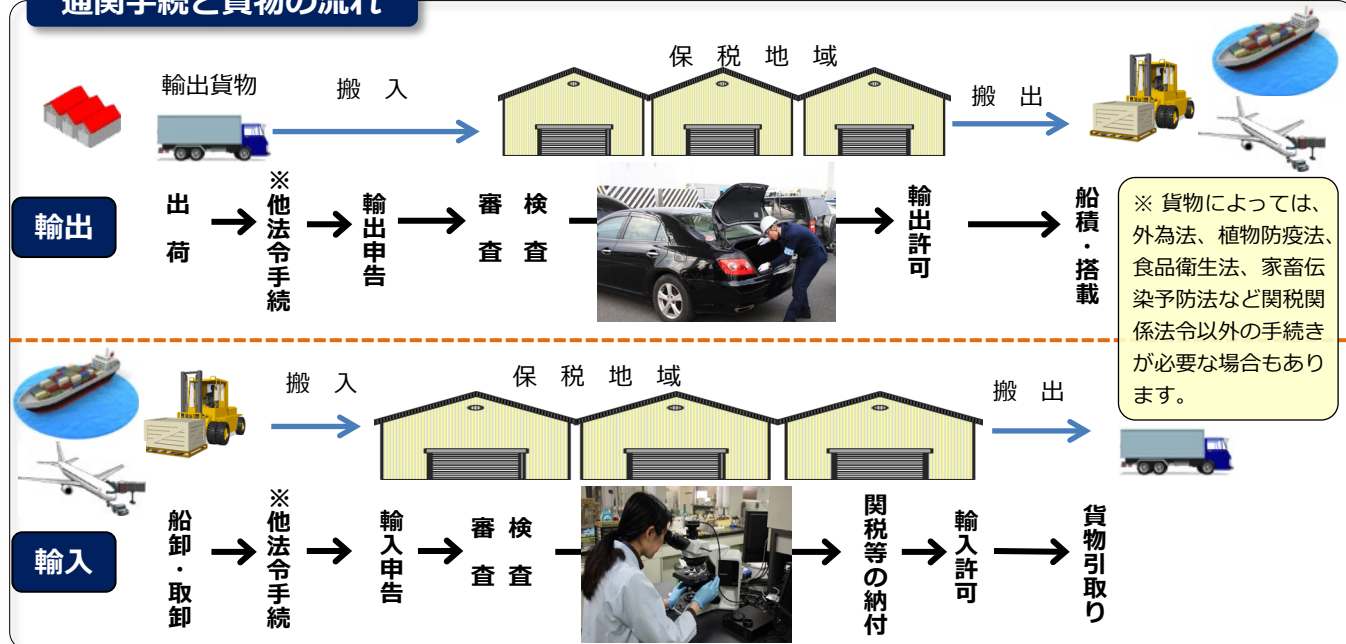
土や異物が混入した
メタルスクラップ有害物質である鉛が
含まれる廃基盤

輸出入貨物の通関・課税

貨物を輸出または輸入しようとするときには、税関に申告し、その許可を受ける必要があります。これを一般に「通関手続」といいます。税関では、輸出入申告が正しく行われているかどうかを審査し、必要に応じて貨物の検査を行い、輸入貨物については、定められた関税や消費税等が納税されていること等を確認した後に輸入を許可しています。

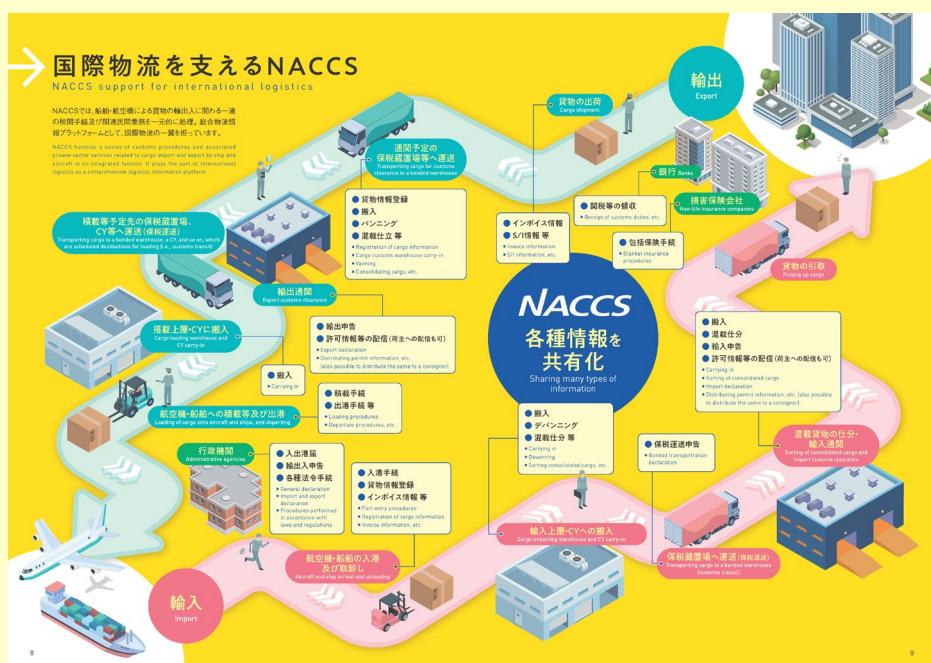
また、検査においては申告どおりの貨物かどうかについて、外見的なチェックのほか、必要に応じて最新の機器を使用して科学的な分析も行っています。

通関手続と貨物の流れ



輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）のご紹介

※**NACCS** (Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System)



現在、輸出入申告の約99%が官民が共同で利用する輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を利用してオンライン処理されています。NACCSは、海上・航空貨物に関する税関手続のほか、民間業務に関する機能も備えており、関係省庁や貿易関係業会に広く利用されています。これにより、船舶入出港、輸出入申告、関税等の納付に関する税関手続や関係省庁手続の電子化・ペーパーレス化が実現し、適正・迅速な処理に大きく寄与しています。

イラスト出典：NACCSセンターHP

関税等の徴収

税関は、輸入品（海上・航空貨物、国際郵便物、海外旅行者の携帯品など）に課税する関税のほか、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税等や開港に入港する外国貿易船に課税されるとん税・特別とん税なども適正かつ公平に徴収しています。令和6年度に全国の税関が収納した関税・消費税等は約13.7兆円であり、税関は我が国の国税収入の約16.9%に相当する関税等の徴収機関としても重要な役割を担っています。

（単位：億円）

全 国	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	構成比
関税	8,195	8,934	10,084	9,103	9,312	6.8%
とん税及び特別とん税	207	211	216	206	200	0.1%
消費税及び地方消費税	70,062	88,831	116,684	108,006	113,154	82.8%
その他内国消費税	12,845	13,685	14,529	13,843	14,057	10.3%
合計	91,309	111,661	141,513	131,159	136,723	100.0%
国の税収に対する比率	14.1%	15.5%	18.5%	16.9%	16.9%	-

横浜税関	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	構成比
関税	1,332	1,498	1,565	1,323	1,364	6.3%
とん税及び特別とん税	68	70	70	69	66	0.3%
消費税及び地方消費税	11,003	15,329	22,070	19,347	19,529	90.5%
その他内国消費税	454	605	664	638	612	2.8%
合計	12,857	17,502	24,370	21,377	21,570	100.0%
全国比	14.1%	15.7%	17.2%	16.3%	15.8%	-

輸入事後調査の実施

税関は、貨物の輸入通関後に輸入者の事業所を個別に訪問し、輸入された貨物に係る納税申告が適正に行われたか否かについて、事後的な確認を行っています。確認の結果、不適正な申告があった場合には、これを是正するとともに、輸入者に対する申告指導を行いながら適正かつ公平な関税等の徴収を確保しています。

輸入事後調査状況（全国）		令和5事務年度	令和6事務年度	対前年度比
調査を行った輸入者	①	3,576者	3,609者	100.9%
申告漏れ等のあった輸入者	②	2,678者	2,690者	100.4%
申告漏れ等の割合	②／①	74.9%	74.5%	0.4ポイント減
申告漏れ等に係る課税価格		1,201億1,717万円	1,390億7,156万円	115.8%
追徴税額	関 税	8億5,888万円	9億2,797万円	108.0%
	内国消費税	119億7,043万円	139億6,132万円	116.6%
	加算税	6億2,238万円	8億1,870万円	131.5%
	合 計	134億5,170万円	157億799万円	116.8%

（注）事務年度とは当該年の7月から翌年の6月までの期間のこと

AEO（Authorized Economic Operator）制度



AEO制度とは、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対して、税関手続の緩和・簡素化を提供する制度です。税関では、民間企業とのパートナーシップの構築により、国際物流の大きな課題となっている貨物のセキュリティの確保と円滑化の両立をめざしています。

対象	輸入者	輸出者	倉庫業者	通関業者	運送者	製造者
要件	貨物のセキュリティ管理と法令遵守（コンプライアンス）の体制整備					
特例措置の概要	○貨物到着前の輸入申告及び許可 ○審査・検査の軽減 ○納税申告前の貨物の引取	○輸出許可を受けるための保税地域への貨物搬入が不要 ○審査・検査の軽減	○届出により保税蔵置場を設置することが可能 ○検査の軽減 ○保税蔵置場許可手数料の免除	○納税申告前の貨物の引取 ○AEO運送者の運送を前提として、保税地域以外の場所にある貨物について輸出許可を受けることが可能	○保税運送について個々の承認が不要	○製造貨物を他の輸出者が輸出する際に、輸出許可を受けるための保税地域への貨物搬入が不要

輸出入申告官署の自由化

貨物の輸出入申告は、貨物が蔵置されている場所を管轄する税関官署に対して行うことを原則としています。AEO事業者（AEO輸出者、AEO輸入者、AEO通関業者）については、いずれの税関官署においても輸出入申告を行うことが可能です。

AEO事業者においては、輸出入申告を行うことができる官署の選択肢が広がることにより、輸出入に係る事務の効率化やコスト削減が可能となり、貿易の円滑化に資することが期待されます。

EPA（経済連携協定）

EPA※1（経済連携協定）とは、2以上の国（又は地域）の間で、物品とサービスの自由化、人の移動や投資、政府調達及び二国間協力等を含めて締結される包括的な協定をいいます。

EPA締結国の原産品である貨物を我が国に輸入する場合、EPAによって関税の撤廃・引下げの対象となっている品目は、一般の関税率よりも低い、EPA特惠税率の適用が可能になります。

※1 EPA：Economic Partnership Agreement

日本のEPA等発効状況

日シンガポール経済連携協定	(2002)	日ベトナム経済連携協定	(2009)
日メキシコ経済連携協定	(2005)	日インド包括的経済連携協定	(2011)
日マレーシア経済連携協定	(2006)	日ペルー経済連携協定	(2012)
日チリ経済連携協定	(2007)	日オーストラリア経済連携協定	(2015)
日タイ経済連携協定	(2007)	日モンゴル経済連携協定	(2016)
日インドネシア経済連携協定	(2008)	CPTPP※2	(2018)
日ブルネイ経済連携協定	(2008)	日EU経済連携協定	(2019)
日アセアン包括的経済連携協定	(2008)	日米貿易協定	(2020)
日フィリピン経済連携協定	(2008)	日英包括的経済連携協定	(2021)
日スイス経済連携協定	(2009)	RCEP協定※3	(2022)

※2 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 ※3 地域的な包括的経済連携協定

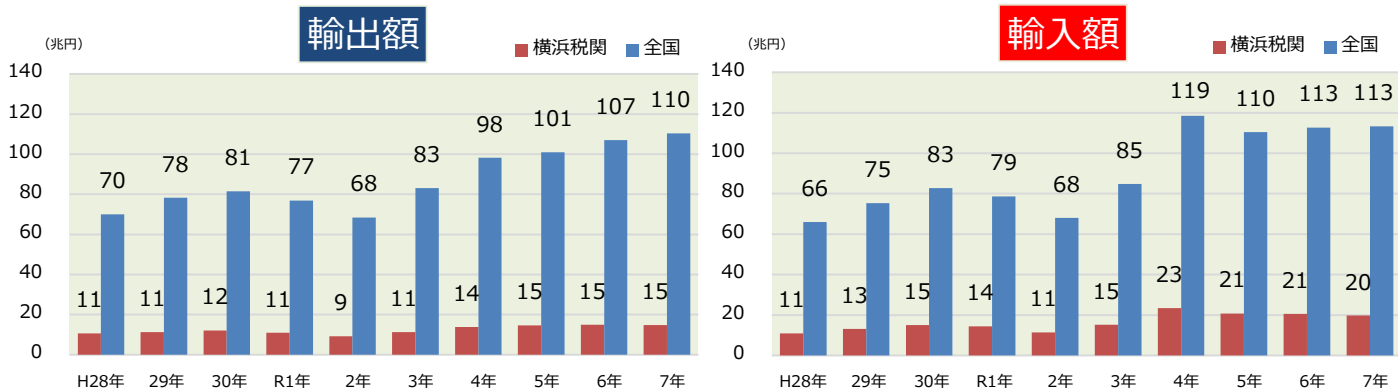
EPA等交渉の状況や具体的な締約国は、
下記URLまたは右のQRコードのリンク先でご確認ください。
<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/torikumi.htm>



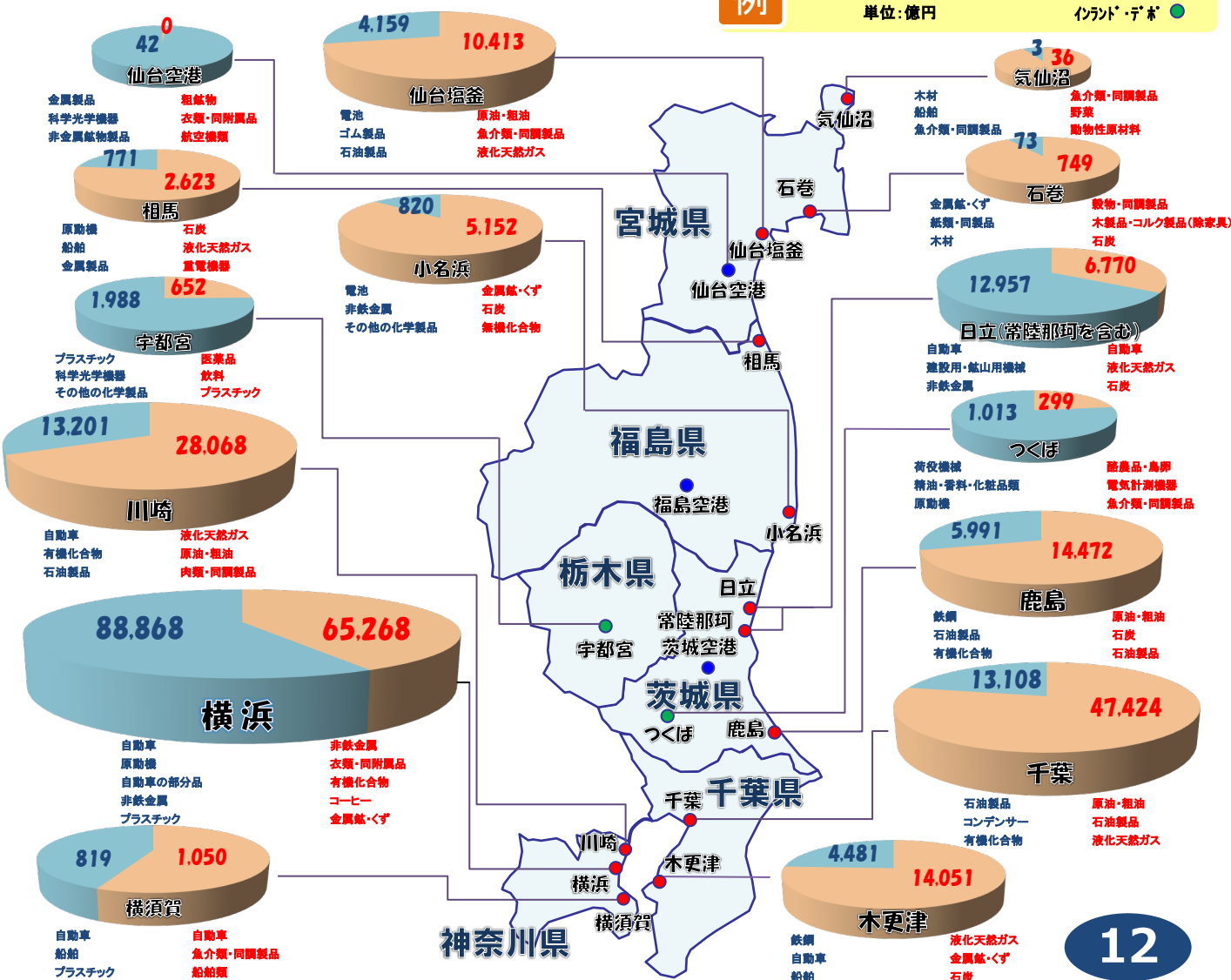
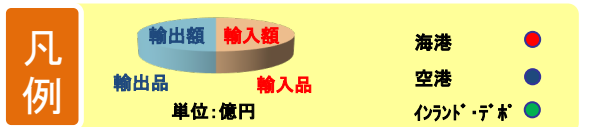
横浜税関管内の貿易額（令和7年）

輸入額 19兆7,027億円（全国比17.4%）

貿易額の推移（平成28年～令和7年）



横浜税関管内 港別 貿易概況（令和7年）



(注) 令和7年は確々報値、その他は確定値による。



お問合せ窓口のご案内

横浜税関では、海外との商取引、個人輸入、国際郵便物などに関する税関手続きのご相談等を受け付ける各種窓口を設置しています。

横浜税関の相談窓口

一般的な通関手続きについての相談 **業務部 税関相談官**

☎ **045-212-6000** E-MAIL **yok-sodan@customs.go.jp**

国際郵便についての相談 **川崎外郵出張所**

☎ **044-270-5780** E-MAIL **yok-gaiyu@customs.go.jp**

【ご注意】川崎外郵出張所では、EMS（国際スピード郵便）の取扱いはございませんのでご注意ください。

別送品（海外引越貨物等）についての相談 **監視部 別送品通関部門** ☎ **045-625-5042**

その他の個別相談

関税分類（税番・税率）の照会 **業務部 関税鑑査官**

☎ **045-212-6156** E-MAIL **yok-kansakan@customs.go.jp**

原産地認定（特惠関税・EPA等）の照会 **業務部 原産地調査官**

☎ **045-212-6174** E-MAIL **yok-gensanchi@customs.go.jp**

関税評価（課税価格）の照会 **業務部 関税評価官**

☎ **045-212-6139** E-MAIL **yok-hyoka@customs.go.jp**

減免税制度の照会 **業務部 通関総括第2部門**

☎ **045-212-6153** E-MAIL **yok-gyomutuso@customs.go.jp**

横浜税関管内官署所在地・電話番号

横浜税関 本関	〒231-8401	神奈川県横浜市中区海岸通 1-1（税関広報広聴室）	045-212-6053
宇都宮出張所	〒321-3226	栃木県宇都宮市ゆいの杜 1-5-40 株式会社とちぎ産業交流センター3階	028-670-6521
大黒埠頭出張所	〒230-0054	神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭 15	045-506-8303
本牧埠頭出張所	〒231-0811	神奈川県横浜市中区本牧ふ頭 2	045-625-5005
川崎外郵出張所	〒219-8799	神奈川県川崎市川崎区東扇島 88 日本郵便(株)川崎東郵便局 5 階	044-270-5780
仙台塩釜税関支署	〒983-0001	宮城県仙台市宮城野区港 3-1-3 仙台港国際ビジネスサポートセンター 5 階	022-259-4306
（塩釜事務所）	〒985-0011	宮城県塩釜市貞山通 3-4-1 塩釜港湾合同庁舎2階	022-362-5271
石巻出張所	〒986-0845	宮城県石巻市中島町15-2 石巻港湾合同庁舎3階	0225-22-4649
気仙沼出張所	〒988-0034	宮城県気仙沼市朝日町1-2 気仙沼合同庁舎3階	0226-23-1023
仙台空港税関支署	〒989-2401	宮城県名取市下増田字南原 仙台空港国際線ターミナルビル内	022-383-2390
小名浜税関支署	〒971-8101	福島県いわき市小名浜字船引場 19 小名浜地方合同庁舎内	0246-92-5151
相馬出張所	〒976-0022	福島県相馬市尾浜字札ノ沢 10-1	0244-38-6130
福島空港出張所	〒963-6304	福島県石川郡玉川村大字北須釜字鍬田 21 福島空港旅客ターミナルビル内	0247-57-1133
鹿島税関支署	〒314-0103	茨城県神栖市東深芝 9 鹿島港湾合同庁舎内	0299-92-2558
日立出張所	〒319-1222	茨城県日立市久慈町 1-3-13	0294-52-2128
つくば出張所	〒305-0031	茨城県つくば市吾妻 1-12-1 筑波地方合同庁舎3階	029-852-0231
茨城空港出張所	〒311-3416	茨城県小美玉市与沢1601-55 旅客ターミナルビル1階	0299-54-0471
千葉税関支署	〒260-0024	千葉県千葉市中央区中央港 1-12-2 千葉港湾合同庁舎内	043-241-6452
船橋市川出張所	〒273-0016	千葉県船橋市潮見町 32-5 船橋港湾合同庁舎内	047-432-5312
木更津出張所	〒292-0831	千葉県木更津市富士見 2-4-14 木更津地方合同庁舎内	0438-25-6781
姉崎出張所	〒299-0107	千葉県市原市姉崎海岸 18-1	0436-61-0750
銚子監視署	〒288-0001	千葉県銚子市川口町 2-6431 銚子港湾合同庁舎内	0479-22-2479
川崎税関支署	〒210-0865	神奈川県川崎市川崎区千鳥町 11-1	044-266-5621
（東扇島事務所）	〒210-0869	神奈川県川崎市川崎区東扇島 38-1 川崎市港湾振興会館内	044-287-6195
横須賀税関支署	〒237-0071	神奈川県横須賀市田浦港町無番地 横須賀港湾合同庁舎内	046-861-1281
三崎監視署	〒238-0243	神奈川県三浦市三崎 5-245-7 三浦市三崎水産物地方卸売市場 管理棟 4 階	046-881-6641

横浜税関では、安全・安心な社会の実現に貢献するため、各取締機関や関係団体と合同での不正薬物や銃器等の密輸防止キャンペーンの実施や、覚醒剤や大麻等の乱用防止に向けた啓蒙活動を行っています。また、庁舎公開などのイベントにおける麻薬探知犬のデモンストレーションや税関音楽隊の演奏等を通じて、税関行政の広報活動に取り組んでいます。



密輸撲滅キャンペーン



薬物乱用防止キャンペーン



薬物乱用防止教室・職業講話



本関庁舎公開



麻薬探知犬デモンストレーション



税関音楽隊の演奏会

横浜税関資料展示室（クイーンのひろば）のご案内



入口でカスタム君がお待ちしております！

横浜税関資料展示室『クイーンのひろば』には、外国人に対応した音声ガイダンス、過去の密輸摘発事例、知的財産を侵害した偽ブランド品やワシントン条約に該当するはく製・標本等の実物展示に加え、税関が検査に使っている金属探知機等を用いて隠されたものを探す「税関おしごと体験コーナー」が設置されています。

クイーンのひろばへのアクセス

- 横浜駅東口バス乗り場から
横浜市営バス 26系統「横浜税関前」下車 徒歩0分
- みなとみらい線「日本大通り」駅下車徒歩3分
- J R 京浜東北・根岸線／市営地下鉄
「関内」駅下車徒歩15分
(見学者用の駐車場はございません。)



横浜税関 資料展示室 クイーンのひろば

開館時間：10時～16時 **入館無料**

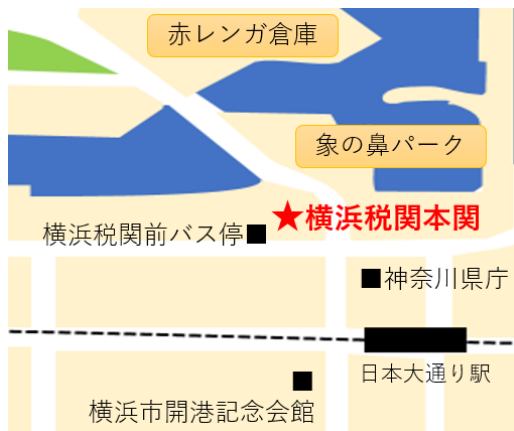
休館日：年末年始、施設点検日

※詳細は横浜税関HPをご参照ください。

[見学等に関するご照会先]
横浜税関 税関広報広聴室

TEL 045-212-6300

E-Mail yok-zeikan@customs.go.jp



横浜税関職員募集のお知らせ

横浜税関では、新規職員・
任期付職員等を募集してい
ます。
詳細は税関ホームページを
ご確認ください。

横浜税関 採用

検索



採用案内TOP

おすすめ
採用コンテンツは
こちら→



先輩職員
からの
メッセージ



【お問い合わせ先】

総務部人事課 [TEL:045-212-6020](tel:045-212-6020)

E-mail : yok-jinji-1@customs.go.jp

拳銃・麻薬などの密輸情報の提供にご協力ください



税関HP

「密輸に関する
情報提供」



税関密輸 **0120 - 461 - 961**
ダイヤル シロイ クロイ

※24時間受付※

メール

[yokohama-mitsuyu
110@customs.go.jp](mailto:yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp)



税関に関する**最新の情報**は**横浜税関ホームページ**をご覧ください。

また、税関の活動状況は、YouTube・X(旧Twitter)・Instagram・FaceBookを通じて発信
しております。

Instagram @custom_kun

X(旧Twitter) @Custom_kun

Facebook @Japam.Customs

YouTube 税関チャンネル



【公式】
税関PR動画



～カスタム君と学ぶ～
税関ってどんな
お仕事？



横浜税関ホームページ

<https://www.customs.go.jp/yokohama>